

離婚後の共同親権導入

法制審議会 今国会に改正案

法制審議会(法相の諮問機関)の家族法制部会は30日、離婚後の父母双方に親権を認める「共同親権」の導入を柱とする要綱案をまとめた。父母が合意した場合に共同親権を選択できるようにするもので、父母の一方が親権を持つ「単独親権」のみを規定した現行民法を見直す。政府は要綱案を基に今国会に改正案を提出する方針だ。〈関連記事社会面〉

父母合意で選択可能

要綱案では、離婚後の親権について、父母が話し合いなどで合意できない場合は家庭裁判所が共同親権か単独親権かを判断すると明記した。「子の利益を害する」場合には、共同親権の対象外とした。

具体的な事例として、①(虐待など)父または母が子の心身に害悪を及ぼす恐れがある②(DVなど)父母の一方が他方から暴力や心身に影響を及ぼす言動を受け、恐れがある③などを示した。いずれかにあて

はまる場合は単独親権を選ぶことになる。虐待などを理由とした離婚で共同親権が選ばれれば被害が継続しかねないといった懸念を踏まえたもので、家裁の判断基準の明確化を図った。

要綱案では、婚姻関係の有無にかかわらず子どもに対する父母の責務を明確化し、親権以外に養育費や面会などについても定めた。

現在は、父母間の取り決めや家裁の調停・審判がないと要求できない養育費について、取り決めがなくて

も最低限の養育費を請求できる「法定養育費」制度を創設し、支払いが滞った場合には、他の債権に優先して差し押さえることも可能とした。別居親側が子どもと定期的に会う「面会交流」については、父母以外の親族にも一定の条件で面会交

流の申し立てを認める。
この日の家族法制部会では、「子の利益の確保」の観点を踏まえた支援強化や家裁での適切な審理を求める付帯決議もまとめた。

法制審議会がまとめた要綱案のポイント

親権	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 父母双方が合意すれば共同親権を選択可能に ▶ 合意できなければ家庭裁判所が親子関係を考慮して共同親権か単独親権かを判断。虐待やDVなど「子の利益を害する」場合には単独親権を指定
養育費	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 父母間の取り決めがなくても最低限の額を請求できる「法定養育費」制度を創設 ▶ 支払いが滞った場合には、他の債権に優先して差し押さえ
交流	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 調停中などでも家裁が親と子の試行的な面会交流を促し、祖父母などの親族も申し立て可能に